

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
国家公務員法、人事院規則8-18(採用試験)	人事院規則8-18において、試験機関や試験機関の権限などが定められている。	e	-	人事院の行っている試験は、国家公務員採用試験であり、独立行政人や公益法人、社団法人が行っている資格試験は所管していない。	-	z02001	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みてです。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を希望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な理由が、見当たらないことと、民間に出来ない理由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務調査の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
国家公務員法、人事院規則8-18(採用試験)	人事院規則8-18において、試験機関や試験機関の権限などが定められている。	c d	-	国家公務員採用試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とすることについては、当該試験の公平・公正性、専門性、安定性、継続性等の観点から、慎重な検討が必要となる。なお、現行制度の下においても、採用試験業務のうち機械的・定型的に対応することができる一定の業務については既に民間事業者へ委託しているところであり、他にも同様な対応ができる業務については、民間委託を進めていくことは考えられる。	-	z02002	人事院	国家公務員試験を市場化テストの対象とするための、人事院規則8-18の改正	5072	5072002			民間企業	2	B	国家公務員試験を市場化テストの対象とするための、人事院規則8-18の改正	国家公務員試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とする際に障害要因である人事院規則8-18の改正	現在、国家公務員試験は、人事院規則8-18において、試験機関の権限が定められているが、この規則を変更し市場化テストにて管理、運営できるようにすること。	官職の職務遂行能力をはかる等専門性が必要とされる試験作成及び面接以外の運営・管理業務においては、民間においても機密保持等人事採用においても実績があり実施可能であるため。	人事院規則8-18	
	クレジットカードを利用した支払は行っていない。	b	-	省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借用の契約を必要とする場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまで現地においてそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討している	-	z02003	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社・社別紙参加カード会社・社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	【ご参考】クレジットカードシステムを導入している諸外国]米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、リコ等 物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
勤務時間法第17条、人事院規則15-14第18条	年次休暇は、職員の請求に基づかなければならない。	d	-	年次休暇は、職員の請求に基づくものであることから、職員に取得を義務付ける性格のものではないが、各府省が職員に対して年次休暇取得を促すことはもとより可能であり、現に行っている。	-	z02004	人事院・厚生労働省	年次有給休暇取得の義務付け	5094	5094005			佐藤栄司	5	A	年次有給休暇取得の義務付け	人事院総裁、および民間企業の事業者が、国家公務員、民間企業の労働者に対して、年次有給休暇の取得を義務付けられるよう規制を緩和していただきたい。		地方自治体(群馬県太田市)では育児有給休暇の取得が平成17年1月より義務付けされたことが報道されており、地方自治体は独自に有給休暇取得の義務付けが行える状況にあるが、国家公務員と民間企業では自由に有給休暇取得の義務付けが行えない状況にある。	人事院規則、労働基準法	
国家公務員法第103条第2項、第3項	(営利企業への再就職について)一般職の国家公務員は、人事院の承認(本府省課長補佐等相当職以下であった者の就職については、役員の地位に就く場合を除き、各府省等の長に承認権限を委任)を得た場合を除き、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている。この営利企業への就職制限は、職員に就任する前、在職中の国家公務員と関連企業との癒着その他の不正な関係の発生を防止し、公務の公正な執行を確保することを目的として設けられたものである。	d	-	一般職の国家公務員の営利企業への再就職については、現行法で、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている(人事院の承認を得た場合を除く)。この営利企業への就職制限は、職員に就任する前、在職中の国家公務員と関連企業との癒着その他の不正な関係の発生を防止し、公務の公正な執行を確保することを目的として設けられたものである。	-	z02005	全省庁	行政機関の役員退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	14	A	行政機関の役員退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職の)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えばJTYやたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令	
	平成17年9月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	d	-	対応済み	-	z02006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各府省及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各府省の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	回答省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
国家公務員法 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程	要望事項の具体的内容は必ずしも明らかでないが、公務員の不祥事防止については、職員を統制する各府省において、所屬職員に対する服務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院としては、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する服務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分の指針」及び「懲戒処分の公表の指針」の策定・通知、国家公務員に対し国民全体の奉仕者であることの意識を徹底しその倫理観の涵養を図るための研修等を行っている。また、要望事項に関連すると思われる事務として、国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法・倫理規程の周知のため、教本・パンフレット等の作成・配布や制度説明会などの周知活動や、倫理規程遵守のための体制整備(内部通報制度の整備など)に関して、各府省に対する指導及び助言を行っている。	d	-	公務員の不祥事防止については、職員を統制する各府省において、所屬職員に対する服務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院としては、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する服務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分の指針」及び「懲戒処分の公表の指針」の策定・通知、国家公務員に対し国民全体の奉仕者であることの意識を徹底しその倫理観の涵養を図るための研修等を行っている。また、公務員の倫理については、国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法・倫理規程の周知のため、教本・パンフレット等の作成・配布や制度説明会などの周知活動や、倫理規程遵守のための体制整備(内部通報制度の整備など)に関して、各府省に対する指導及び助言を行っている。	-	z02007	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人 日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題が起きてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。		なし
行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条 人事院規則8-12(職員の任免)第53条、第54条第1項第3号、第55条、第56条、第64条の2	人事院における「行政文書開示請求手続」は、請求時に本人確認のための公的認証を必要としていない。なお、手数料等の電子収納システムについては未導入。 「国家公務員採用試験合格者の意向確認手続」は、電子申請時に本人のみが知りうる情報を入力させることにより本人からの申請であることを確認しており、公的認証は利用していない。なお、手数料等は不要。	b d	-	電子収納システムの整備には多額の経費を要するため、費用対効果を勘案しながら導入の可能性について引き続き検討する。	-	z02008	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡単に手続きができるような検討を早期にお願しいたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなる。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコースも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			
	現状では特に目標値を定めていない。	b	-	現在、電子申告(申請)については、採用試験問題等の情報公開の申請、採用試験合格者の意向確認のための意向届の提出について行っているが、年間申請件数も少ないため、特に目標値を明確化する程の案件ではないと考えているが、今後、政府の取扱い方針等をみながら、モデル事業の導入の必要性等について検討して参りたい。	-	z02009	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各府省の主要要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				